

徳島県告示第九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和八年一月九日

徳島県知事 後藤田正純

氏名	診療科目	診断する障害の種類	従事する医療機関	指定年月日
名	称	所	在	地
佐々木 基起	循環器内科	心臓機能障害	吉野川医療センター	吉野川市鴨島町知恵島字西知恵島一一〇 令和八年一月一日
出石 邦彦	外科	肢体不自由 ぱうこう又は直腸機能障害	つるぎ町立半田病院	美馬郡つるぎ町半田字中藪二三四の一 同
景山 寛志	整形外科	小腸機能障害	阿南医療センター	同
佐々木 雄毅	内科・総合 診療科	肢体不自由	徳島健生病院	徳島市下助任町四丁目九番地一 同
同	同	同	同	同